第９期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第９期介護保険事業計画に記載の内容				令和7年度（年度末実績）		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
津幡町	①自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防メイトが「ふれあい・いきいきサロン」やウェルピア倉見で実施している「元気わくわく教室」で主体的に介護予防に取り組むボランティア活動が増えている。また、専門のスタッフが実施する屋内温水プール「アザレア」での「ひざ・腰楽らく教室」の開催など、様々な場面で身近な地域で介護予防に取り組める機会を設けている。 このことから、介護支援ボランティアポイント事業や介護予防チャレンジ事業の普及・活性化が図られ、事業に取り組む人も増えている。 しかし、引き続き町の高齢化率は上昇傾向にあり、潜在的な閉じこもり高齢者（特に男性）も増えてくると思われる。	高齢者の自立支援と介護予防活動の推進	潜在的な閉じこもり高齢者が地域資源を活用し活動する機会が増えるよう、介護予防手帳及び介護予防チャレンジ事業の普及啓発を図る。	介護予防手帳交付　218人 介護予防チャレンジ事業達成　68人（延べ184人） 介護支援ボランティアポイント 手帳交付　298人　ポイント転換者　277人	○	介護予防手帳や介護予防チャレンジ事業については、いきいきサロンや元気わくわく教室に出向いた時などに、積極的に普及啓発を行い、高齢者の主体的な介護予防活動の推進および社会参加の促進を継続して図っていく。 また、地域での高齢者の主体的な介護予防活動の推進に向け、今後も介護予防メイトの活動支援を実施していく。
津幡町	①自立支援・介護予防・重度化防止	医療費レセプト分析から国民健康保険・後期高齢者医療保険のいずれの加入者においても糖尿病、慢性腎臓病（透析有）の医療費割合が、県平均よりも高い。また、後期高齢者は脳梗塞に関連する医療費の割合も県平均より高く、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の重症化予防が必要である。	保健事業と介護予防の一体的実施	多くの町民に対してフレイル予防、生活習慣病予防に取り組むために、町内にあるすべてのふれあい・いきいきサロンにて保健事業と介護予防の一体的実施を行う。	福祉課と健康推進課が協力し、下記事業を実施。 （1）後期高齢者に対する個別支援 ①糖尿病性腎症の重症化予防 対象者：16人　訪問実施者：4人 ②その他重症化予防 対象者：25人　訪問実施者：24人 ③健康状態不明者等への支援 対象者：73人　訪問実施者：45人 支援につないだ者：10人 （2）通いの場を活用した健康教育・健康相談 ・いきいきサロンでの健康教室実施 新規サロン2地区3サロンで延べ6回実施 継続サロン6地区14サロンで延べ23回実施 ・ウェルピア倉見（元気わくわく教室）での健康相談 年4回　延べ42人	○	(1) ①保健指導希望者は少ないが、管理栄養士が介入することでHbA1c値の改善が見られる。今後、より多くの人に効果を知ってもらい、保健指導を希望してもらえるうよう普及啓発に努める。 ②健康課題にそって対象者を抽出し実施。今後は心電図の対象者について絞り込む必要がある。 ③日常生活や経済状況など気になる方については、地域包括支援センター地区担当職員へつなげて、継続した関わりを持っていく。 (2) ウェルピア倉見（入浴施設）を追加し、血圧測定や健康講座をおこなっているが、血圧の高い状態で入浴される方が多い。引き続き、入浴と血圧についての注意点を伝えていく必要がある。
津幡町	①自立支援・介護予防・重度化防止	介護予防マネジメントの質の向上に向けて、介護支援専門員やリハビリ職員、管理栄養士等の多職種による「みんなで作る地域ケア会議」を定例で開催し、各職種がどのような視点や役割を持っているのかを認識し合い、地域や専門職が自立支援の視点を持ちながら一緒に支援する包括的支援体制の構築が進んできている。 高齢者自らがこれからのくらしを選択し、目標に向かって自分らしく取り組めるよう、ケアマネジメントおよびケアの質の向上が必要である。	介護予防ケアマネジメントおよびサービスの質の確保	一人ひとりの状態や生活実態に合わせた自立支援プラン作成につながるよう、介護支援専門員を中心とした多職種でのケア会議を実施し、多角的アセスメント能力の向上を図る。	・地域包括支援センター地区担当職員が、必要に応じ、地域包括支援センターの多職種や、介護支援専門員と介護予防個別ケア会議を開催した。 ・月1回「みんなで作る地域ケア会議」を開催し、事例を通じ多職種の参加により、各自がどのような視点や役割を持っているのか認識しあい、地域及び専門職が一緒に支援する包括的支援体制を整備した。 （主任介護支援専門員、リハビリ職、管理栄養士、薬剤師、第1層生活支援コーディネーターをはじめ実際ケースに関わる事業所職員に参加を依頼し年間10回開催した。）	○	・多職種によるアセスメントを行うことで質の高いケアマネジメントになるよう今後も継続的に行っていく必要がある。 ・町内の居宅介護支援事業所に所属する主任介護支援専門員がファシリテーターを担っているが、今後も継続的に開催することで、各自の力量アップが期待できる。結果として事業所内でのスーパーバイザーとしての役割を持てるようになり、町内事業所全体の人材育成及び専門職の質の向上につながると思われる。また、高齢者が暮らしやすい地域づくりへの展開の足掛かりとして、町社会福祉協議会へ委託している生活支援コーディネーターの役割も重要と考えており、ケア会議等への積極的参加を通じて、課題の共有を図っていく。

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第９期介護保険事業計画に記載の内容				令和7年度（年度末実績）		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
津幡町	②給付適正化	調査員によって、解釈や判断が異なるため、調査票の内容に差異が生じる。	要介護認定の適正化・平準化	・認定調査票全件の内容を確認し、適宜修正・調査員への指導をすることにより、要介護認定の適正化・平準化を図る。 ・国や県が実施する介護認定審査会委員及び認定調査員研修に参加することにより、担当職員や調査員のスキルアップを図る。	・認定調査票点検 R7年度点検率　100%（全1,253件） ・研修参加状況 新規認定調査員等研修　1名 認定調査員現任研修(職員4名・町内介護支援専門員5名) 介護認定審査会委員研修(職員0名・審査会委員9名)	◎	・認定調査票及び主治医意見書全件について、担当職員による整合性等の点検を行い、記載内容に疑義があった場合には調査員又は主治医へ確認し訂正を行った。公平・公正な要介護認定が求められるため、引き続き職員による点検を継続する必要がある。 ・今後も国や県が主催する研修に職員、町内介護支援専門員、審査会委員が積極的に参加し、認定調査に対する理解を深めるとともに適正化を目指す。審査会委員へ受講の必要性を周知するとともに、フォローバックを図る。
津幡町	②給付適正化	住宅改修対象外となり得るものや、過度な工事内容となるものを防ぐため、事前の訪問及び書類審査を実施している。	住宅改修の点検	・訪問調査により、利用者の身体状況や日常生活の動線を確認し、不適切・不必要な改修の未然防止に努める。 ・書類審査により、住宅改修の必要性を確認するとともに、資材や施工の費用について確認し、過度な給付の未然防止に努める。	・住宅改修訪問調査及び書類調査 R7年度実施率　100%(全72件)	◎	・理由書等のみでは本人の実態像や必要性が十分に確認できないため、現地で本人及び家屋の状況を確認している。工事内容等について、本人家族、業者、介護支援専門員と共通の認識を持ちながら話を進めることができるため、不適切・不必要な改修を防止することができている。本人家族や施工業者の住宅改修に関する認知度によっては、希望する工事内容が対象外であることも見受けられるため、今後も実施していく必要がある。 ・施工内容が事前申請時から変更となった場合は、事後確認として再度訪問し、本人の使用状況を確認したのち給付を行っている。R7年度は1件行っており、今後も注視していく必要がある。
津幡町	②給付適正化	介護保険制度に関する事業所の認識の齟齬を把握・解消し、サービスの質の確保や不正防止及び給付適正化を行う。	指定事業所に対する運営指導の実施	・運営指導により、指定基準や介護給付費に係る体制等を確認することでサービスの質を確保し、不正防止や給付適正化に資する。 ・事業所の実態を把握し、制度の認識に対する齟齬を把握・解消することで適切なサービス提供を確保する。	・運営指導の実施 地域密着型サービス　5事業所 居宅介護支援　0事業所	○	・介護保険係、地域包括支援センター職員と運営指導を行い、同時進行で指定基準・ケアプランの確認を行った。その結果、実施時間の短縮や実施件数の増加に繋がり、効率的・計画的な運営指導となった。運営指導を通じて事業所と連携しながら制度改正等への対応や整備をすることができた。今後も継続して運営指導を実施していく。
津幡町	②給付適正化	過不足なく利用者のニーズに沿ったサービスの提供確保のため、ケアプランの是正を図る。	ケアプラン点検の実施	・地域ケア会議を通し、多職種による様々な視点からケアプランを確認することで、ケアプランの質の向上及び適切なサービス提供の確保を維持する。	・地域ケア会議によるケアプラン点検の実施 R7実施回数　全22件	○	